

戸開走行保護装置  
 定期検査及び定期点検の項目・事項・方法・判定基準  
 大臣認定番号 ENNNUN-2664 UCMP 型式 DBGP-1B 型  
 ENNNUN-2665 DBGP-2B 型  
 ENNNUN-2667 DBG2-1A 型

発行：令和6年2月6日 Ver.1

検査項目		検査事項	検査方法	判定基準	
(1)	巻上機	全体	型式	目視により確認する。 大臣認定を受けた型式と同一でないこと。 型式 20220AV252 / 20220AV254 (ENNNUN-2664) 20220AV452 / 20220AV454 (ENNNUN-2664 / 2665) 20220BC303 / 20220BC313 (ENNNUN-2667)	
		制動面の油 排出場所	油の流出状況	目視により確認する。 制動面に油が付着していること。 シール部から油が流出していること。	
	綱車	トラクションの状況	両側ブレーキによる無積載上昇時のかご停止距離を測定する。」また、前回検査時からの変化量を確認する。(変化量がマイナスの時は変化なしとする。)	測定値が『規定値-前回からの変化量』を超えること。 (要重点点検) 測定値が規定値を超えること。または、変化量が規定値を超えること。 (要是正)	
		ブレーキ	制動力の状況	補助ブレーキを開放し、主たるブレーキを締結した状態で、無積載上昇方向に電動機にトルクを員化し、制動トルクを測定する。また、前回検査時からの変化量を確認する。(変化量がプラスの時は変化なしとする。) 続いて、主たるブレーキを開放し、補助ブレーキを締結した状態で、同様の確認を行う。ブレーキトルクが測定方法により最大トルクを超える場合は、最大トルクを測定値とする。	測定値が「規定値+前回からの変化量」未満であること。 (要重点点検) 測定値が規定値未満であること。または、変化量が規定値を超えること。 (要是正)
		作動時間の状況	主たるブレーキの電源を遮断し、ブレーキコイル電源遮断からブレーキパッドの動作感知装置作動までの時間を測定する。また、前回検査時からの変化量を確認する。(変化量がマイナスの時は変化なしとする。) 続いて、補助ブレーキについても同様の確認を行う。	測定値が『規定値-前回からの変化量』を超えること。 (要重点点検) 測定値が規定値を超えること。または、変化量が規定値を超えること。 ブレーキの動作が円滑でないこと。または、異常音、異常振動があること (要是正)	
(2)	動力遮断用コンタクタ	作動時間の状況	コイル電源遮断(コイル電流遮断信号からの出力)から常開接点が閉状態または常閉接点が閉状態になるまでの作動時間を測定する。また、前回検査時からの変化量を確認する。(変化量がマイナスの時は変化なしとする。)	測定値が『規定値-前回からの変化量』を超えること。 測定値が規定値を超えること。	
(3)	ブレーキパッドの動作感知装置	作動の状況	ブレーキ開放時及び締結時の動作感知装置の接点信号動作を確認する。	ブレーキの開閉と接点信号が一致していないこと。	
(4)	特定距離感知装置	作動の状況	動作位置を測定する。	規定位置(各床±60mm又は±75mm)で動作しないこと。	
(5)	安全制御プログラム	型式	安全性行プログラムの型式を確認する。	大臣認定を受けた型式と同一でないこと。 型式 JAA31414MAA (ENNNUN-2664) JAA31414NAA (ENNNUN-2665) JAA31905BAA (ENNNUN-2667)	
		作動の状況	電源をオフ、オンし、プログラムが立ち上がることを確認する。	プログラムが立ち上がらないこと。	

この印刷物に記載した内容は、予告なく変更することがありますのでご了承ください。

著作権所有：日本オーチス・エレベータ株式会社

戸開走行保護装置

定期検査及び定期点検の項目・事項・方法・判定基準

大臣認定番号 ENNNUN-2664 UCMP 型式 DBGP-1B 型  
ENNNUN-2665 DBGP-2B 型  
ENNNUN-2667 DBG2-1A 型

発行：令和6年2月6日 Ver.1

(6)	かご戸スイッチ	作動の状況	かご戸を開いた後、徐々に戸を閉め作動の位置を測定する。	全閉位置から 25mm を超える位置で動作すること。
(7)	乗場戸スイッチ	作動の状況	乗場戸を開いた後、徐々に戸を閉め作動の位置を測定する。	全閉位置から 25mm を超える位置で動作すること。
(8)	エプロン (つま先保護板)	外観及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	過度の変形があること。 取付けが堅固でないこと。
		長さの状況	かご敷居からエプロン直線部までの鉛直距離を測定する。	規定寸法 (675mm) 未満であること。
上記(1)～(8)の検査結果表で「要是正」又は「要重点点検」及び別記第二号 1(14)・1(19)・2(1)・3(3)・4(13)の検査結果で「要是正」又は「要重点点検」の判定がある場合は、別記第二号 2(13)「戸開走行保護装置」の検査結果を「要是正」又は「要重点点検」と判定する。				